

第1節 駐留軍用地跡地利用の現状

1 駐留軍用地跡地の有効利用の促進

沖縄県には、我が国における米軍専用施設・区域の約75%が集中しており、その施設・区域は狭小な県土の中で大規模かつ高密度に形成され、しかも沖縄の振興を図る上で重要な位置に所在している。

復帰後、三次に亘る沖縄振興開発計画に基づく総合的な施策の推進と県民の不断の努力が相まって、各面にわたる本土との格差は次第に縮小され、県民生活も向上するなど、社会経済は着実に進展してきた。しかしながら、沖縄の米軍基地は、現在でも本県の総面積の10.4パーセント、とりわけ人口、産業が集中する沖縄本島については、18.8パーセント（平成14年3月31日現在）を占め、高密度の状況にあり、県民の良好な生活環境の確保、都市の形成、体系的な道路網の整備等、社会経済の面で大きな影響を及ぼし、県土利用上大きな制約となっている。

そのため、米軍施設・区域の整理縮小に積極的に取り組むとともに、駐留軍用地跡地については、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。

また、県土の均衡ある発展を目指し、それぞれの地域特性を踏まえた跡地利用を促進する必要がある。

2 駐留軍用地跡地の利用状況

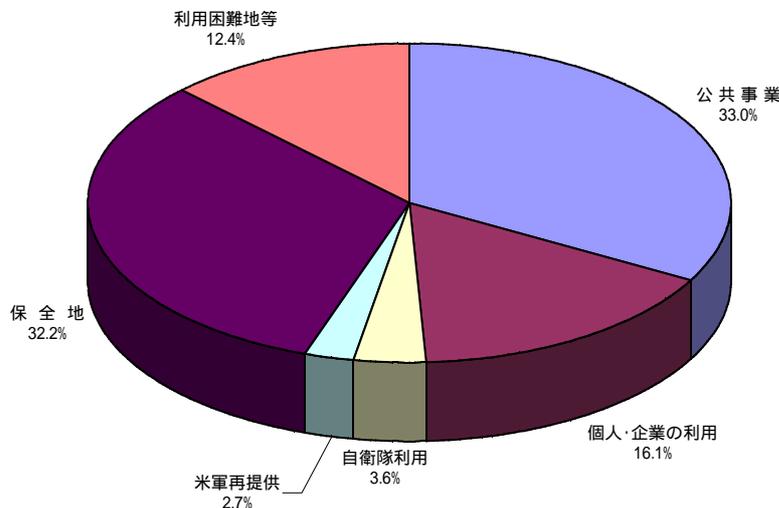
昭和36年から平成14年3月31日までに返還された駐留軍用地は、11,873.4ヘクタールである。

そのうち、公共事業により整備されたのが3,913.3ヘクタールで、返還面積の33.0パーセントを占めている。

利用形態では、保全地が3,819.0ヘクタールで32.2パーセント、次いで個人・企業による利用が1,917.4ヘクタールで16.1パーセントである。自衛隊の利用は428.1ヘクタールで3.6パーセント、米軍再提供が320.5ヘクタールで2.7パーセントになっている。また、利用困難地等については1,475.1ヘクタールで12.4パーセントになっている。

返還された駐留軍用地は、主に土地区画整理事業や土地改良事業等の公共事業や民間による開発が行われており、都市地区の住宅地の確保や不足がちな公共施設の建設、農地の拡大あるいは工業用地に使用されるなど、地域振興に大きな役割を果たしている。

利用形態別返還状況



(1) 跡地利用の整備・利用状況（平成14年3月31日現在）

公共事業による整備・利用

公共事業により整備対象になっている跡地は3,913.3ヘクタールで、返還面積の33.0%を占めている。そのうち、3,373.6ヘクタールは事業が完了しており、事業実施中が533.7ヘクタール、事業計画中は6.0ヘクタールとなっている。

北部地域では、土地改良事業、農地開発事業、水資源、道路整備等の事業が主に実施されている。

中南部地域では、宅地開発や公共施設用地の需要が高く、都市地域を中心に、土地区画整理事業や公共施設整備事業が主に実施されている。また、都市近郊の農村地域では、土地改良総合整備事業や農業基盤整備事業等が実施されている。

個人・企業の利用

個人・企業の利用は1,917.4ヘクタールで、返還面積の16.1%を占めている。

北部地域では、農用地としての利用がもっとも多く、そのほかにリゾート施設等として活用されている。

中南部地域では、農用地、宅地、リゾート施設、ゴルフ場、ホテル及び植物園等に活用されている。

自衛隊の利用

米軍から引き継がれ、自衛隊基地として利用されている跡地は428.1ヘクタールで、返還面積の3.6%を占めている。

北部地域では航空自衛隊恩納高射教育訓練場（恩納サイト）、中部地域では陸上自衛隊勝連高射教育訓練場（ホワイト・ビーチ地区）等があるが、そのほとんどは南部地域に集中し、航空自衛隊那覇基地（那覇空軍・海軍補助施設）、航空自衛隊知念高射教育訓練場（知念第2サイト）、航空自衛隊久米島分屯基地（久米島航空通信施設）等がある。

米軍再提供

米軍からの返還後、再度米軍に提供された跡地は320.5ヘクタールで、返還面積の2.7%を占め、その大部分が北部地域の北部訓練場である。

保全地の利用

保全地として利用されている跡地は3,819.0ヘクタールで、返還面積の32.2%を占めている。そのほとんどは、北部地域の訓練場跡地であり、自然環境保全林、水源涵養林、災害防備林等良好な自然環境の保全が図られている。

利用困難地等について

跡地利用の困難な土地、利用未定地等は1,475.1ヘクタールで、返還面積の12.4%を占め、その大半は北部地域や離島に点在している。中南部地域では傾斜地等地形的な理由によるものが多い。

市町村においては、地権者と調整しながら可能な限り跡地の有効利用を推進しているところであるが、地形的に使用不能であったり、無人島で開発が困難なこと（渡嘉敷村の前島訓練場）、跡地利用に地権者の同意を得ることが困難なこと、細切れ返還で有効利用が図りにくいこと等の問題がある。

(2) 地域別の跡地利用状況（平成14年3月31日現在）

北部地域

北部地域の返還面積は7,749.6ヘクタールで、全返還面積の65.3%を占めている。

北部地域における返還面積の47.4%が保全地として利用され、次いで公共事業による整備・利用が23.5%となっている。

北部地域は、山林が約7割を占め、沖縄本島随一の森林地帯として、県土保全、水源涵養等の機能を果たすとともに、動植物の貴重種の生息地や水資源の供給地として重要な役割を担っている。

そのため、保全地として利用されている跡地の96.3%を北部地域が占めており、そのほとんどは訓練場跡地（奥訓練場、北部訓練場、川田訓練場等）である。

公共事業については、農業基盤整備事業や水資源の開発、道路整備等の大規模な事業を中心に進められており、与世渡原畜産団地（奥訓練場）、伊江島西部畑地土地改良事業（伊江島補助飛行場）、福地ダム（川田訓練場）、沖縄自動車道（キャンプ・ハンセン）等がある。

また、通信施設等の公共的利用として、海上保安庁ロランC局（慶佐次通信所）がある。

中部地域

中部地域の返還面積は2,487.0ヘクタールで、全返還面積の20.9%を占めている。

中部地域における返還面積の53.9%が公共事業による整備・利用であり、次いで個人・企業の利用が32.4%となっている。

中部地域は、主に都市地域ということもあり、宅地開発や公共施設用地の需要が高く、土地区画整理事業や公共施設整備事業等の公共事業が主に実施されている。土地区画整理事業では、具志川市の天願地区（天願通信所）、沖縄市の泡瀬地区・比屋根地区（泡瀬通信施設）、北谷町の北前地区（キャンプ瑞慶覧）等の大規模な事業が実施されている。公共施設では、国体会場となった県営総合運動公園（泡瀬通信施設）等がある。また、読谷村においては、都市近郊型農業の形成を図っており、農業基盤整備事業等が実施されている。

個人・企業の利用では、農用地、宅地、リゾート施設（伊計島沿岸警備隊、瀬名波通信施設）、ホテル及び植物園（キャンプ・シールズ）等として活用されている。

南部地域

南部地域の返還面積は1,590.0ヘクタールで、全返還面積の13.4%を占めている。

南部地域における返還面積の45.5%が公共事業による整備・利用であり、次いで自衛隊の利用が21.5%、個人・企業の利用が18.9%となっている。

南部地域は、那覇市とその周辺市町村の一部を含めた都市地域、都市近郊地域及び農村地域から成り、中部地域と同様に、宅地開発や公共施設用地の需要が高く、公共事業では、那覇市の小禄金城地区（那覇空軍・海軍補助施設）、那覇新都心地区（牧港住宅地区）等の大規模な土地区画整理事業が実施されている。また、都市近郊の農村地域では、立地を活かして土地改良総合整備事業等が施行されている。

また、自衛隊基地の多くが南部地域に集中し、自衛隊利用面積428.1ヘクタールに占める割合は79.7%となっており、航空自衛隊那覇基地（那覇空軍・海軍補助施設）、航空自衛隊知念高射教育訓練場（知念第2サイト）、航空自衛隊久米島分屯基地（久米島航空通信施設）等がある。

個人・企業の利用では、農用地、宅地、ゴルフ場（与座岳航空通信施設、南部弾薬庫、知念補給地区等）等として活用されている。

宮古地域

宮古地域の返還面積は42.0ヘクタールで、全返還面積の0.4%を占めている。

返還された跡地は、海上保安庁ロラン局（宮古ロランA送信所）、航空通信施設（宮古島ボルトック施設）及び航空自衛隊宮古島分屯基地（宮古島航空通信施設）等として利用されている。

八重山地域

八重山地域の返還面積は2.5ヘクタールで、全返還面積の0.02%を占めている。

返還された跡地は、児童公園（八重山民政官府）として利用されている。

（注）：（ ）内は返還施設名である

表1 駐留軍用地跡地の整備・利用状況（概数）

平成14年3月31日現在

単位：千㎡、%

市町村名	返還面積	公 共 事 業								個人・企業の利用		自衛隊の利用		米軍再提供		保 全 地		利用困難地等	
		完 了		実 施 中		計 画 中		小 計		返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%
		返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%										
北 部 計	77,496	18,130	23.4	29	0.0	14	0.0	18,173	23.5	8,103	10.5	306	0.4	2,826	3.6	36,759	47.4	11,329	14.6
中 部 計	24,870	10,964	44.1	2,391	9.6	45	0.2	13,400	53.9	8,061	32.4	427	1.7	379	1.5	1,389	5.6	1,214	4.9
南 部 計	15,900	4,311	27.1	2,917	18.3	1	0.0	7,229	45.5	3,010	18.9	3,411	21.5			42	0.3	2,208	13.9
宮 古 計	420	306	72.9					306	72.9			114	27.1						
八重山計	25	25	100.0					25	100.0										
そ の 他	23											23	100.0						
合 計	118,734	33,736	28.4	5,337	4.5	60	0.1	39,133	33.0	19,174	16.1	4,281	3.6	3,205	2.7	38,190	32.2	14,751	12.4

（注1）平成14年3月末現在の市町村報告に基づく調査結果に、復帰前の返還面積（跡地利用状況面積）について、一部、県資料による追加修正を行った。

（注2）返還面積は、昭和36年から平成14年3月31日までに返還された駐留軍用地及びVOA施設等の累計である。

（注3）市町村報告に基づく返還面積（跡地利用状況面積）は、概数である。

（注4）その他は、市町村特定ができなかった跡地である。

表2 市町村別駐留軍用地跡地の整備・利用状況(概数)

平成14年3月31日現在 単位:千㎡、%

NO	市町村名	返還面積 (千㎡)	公 共 事 業								個人・企業の利用		自衛隊の利用		米軍再提供		保全地		利用困難地等		
			完了		実施中		計画中		合計		返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	
			返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%	返還面積	%											
1	国頭村	52,422	10,431	19.9					10,431	19.9	1,380	2.6			1,039	2.0	33,859	64.6	5,713	10.9	
2	東村	8,292	1,591	19.2					1,591	19.2	1,827	22.0			1,782	21.5	1,431	17.3	1,661	20.0	
3	宮野座村	1,948	1,541	79.1					1,541	79.1					145	7.4	145	7.4	262	13.4	
4	名護市	1,714	562	32.8					562	32.8	438	25.6					309	18.0	405	23.6	
5	本部町	3,125	176	5.6					176	5.6	856	27.4					8	0.3	2,085	66.7	
6	金武町	2,741	1,794	65.5					1,794	65.5	173	6.3	16	0.6	5	0.2	753	27.5			
7	恩納村	2,151	479	22.3	29	1.3	14	0.7	522	24.3	290	13.5	290	13.5			254	11.8	795	37.0	
8	伊江村	5,103	1,556	30.5					1,556	30.5	3,139	61.5							408	8.0	
	(北部計)	77,496	18,130	23.4	29	0.0	14	0.0	18,173	23.5	8,103	10.5	306	0.4	2,826	3.6	36,759	47.4	11,329	14.6	
9	石川市	1,550	863	55.7	131	8.5			994	64.1	315	20.3					228	14.7	13	0.8	
10	具志川市	2,591	1,078	41.6	5	0.2			1,083	41.8	879	33.9	171	6.6	238	9.2	72	2.8	148	5.7	
11	沖縄市	5,632	3,071	54.5	861	15.3			3,932	69.8	1,317	23.4	122	2.2			37	0.7	224	4.0	
12	勝連町	468	74	15.8	9	1.9			83	17.7	165	35.3	134	28.6					86	18.4	
13	与那城町	241	10	4.1					10	4.1	201	83.4					30	12.4			
14	読谷村	9,858	3,196	32.4	1,187	12.0	38	0.4	4,421	44.8	4,223	42.8					938	9.5	276	2.8	
15	嘉手納町	338	153	45.3					153	45.3	138	40.8					47	13.9			
16	北谷町	1,361	1,020	74.9					1,020	74.9	113	8.3			60	4.4			168	12.3	
17	北中城村	944	436	46.2	121	12.8			557	59.0	135	14.3			81	8.6	37	3.9	134	14.2	
18	中城村	329	123	37.4					123	37.4	201	61.1							5	1.5	
19	宮野濱市	1,022	807	79.0	39	3.8			846	82.8	53	5.2							123	12.0	
20	浦添市	536	133	24.8	38	7.1	7	1.3	178	33.2	321	59.9							37	6.9	
	(中部計)	24,870	10,964	44.1	2,391	9.6	45	0.2	13,400	53.9	8,061	32.4	427	1.7	379	1.5	1,389	5.6	1,214	4.9	
21	那覇市	9,281	3,643	39.3	2,912	31.4			6,555	70.6	160	1.7	2,396	25.8					170	1.8	
22	豊見城市	189	61	32.3					61	32.3	30	15.9							98	51.9	
23	糸満市	525	59	11.2					59	11.2	187	35.6	218	41.5					61	11.6	
24	東風平町	126									11	8.7	110	87.3					5	4.0	
25	具志頭村	1,289									1,248	96.8	41	3.2							
26	玉城村	1,838	85	4.6					85	4.6	1,334	72.6							419	22.8	
27	知念村	283									6	2.1	277	97.9							
28	佐敷町	219	70	32.0					70	32.0	12	5.5	137	62.6							
29	与那原町	2	2	100.0					2	100.0											
30	大里村	50	1	2.0					1	2.0	22	44.0							27	54.0	
31	南風原町	19	19	100.0					19	100.0											
32	久米島町	280			5	1.8	1	0.4	6	2.1			232	82.9			42	15.0			
33	渡嘉敷村	1,799	371	20.6					371	20.6									1,428	79.4	
	(南部計)	15,900	4,311	27.1	2,917	18.3	1	0.0	7,229	45.5	3,010	18.9	3,411	21.5	0	0.0	42	0.3	2,208	13.9	
34	平良市	188	188	100.0					188	100.0											
35	城辺町	49	49	100.0					49	100.0											
36	上野村	183	69	37.7					69	37.7			114	62.3							
	(宮古計)	420	306	72.9	0	0.0	0	0.0	306	72.9	0	0.0	114	27.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
37	石垣市	25	25	100.0					25	100.0											
	(八重山計)	25	25	100.0	0	0.0	0	0.0	25	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	市町村不明	23											23	100.0							
	合 計	118,734	33,736	28.4	5,337	4.5	60	0.1	39,133	33.0	19,174	16.1	4,281	3.6	3,205	2.7	38,190	32.2	14,751	12.4	

3 駐留軍用地跡地利用の課題

これまで駐留軍用地跡地については、主に土地区画整理事業や土地改良事業等の公共事業を中心とした有効利用が図られてきたが、これらは必ずしも円滑に推進されたものではなく、地主や関係市町村の意向が配慮されないままの一方的な返還や細切れ返還であったこと、跡地利用計画が策定されないうちに返還されたこと、さらには公共事業に対する地主の理解が得にくかったことなどがあり、跡地利用が遅れる要因となっていた。

土地区画整理事業等の再開発事業を例とした跡地利用の主な遅延要因を整理すると、

- (1) 返還区域及び返還時期の明示の遅れ、
- (2) 各種調査の遅れによる跡地利用計画策定の遅れ
- (3) 跡地利用計画、事業計画等に関する地権者等関係者の合意形成の遅れ
- (4) 公共公益施設の整備のための用地取得の遅れ
- (5) 再開発事業中の埋蔵文化財発掘調査、不発弾処理等による工事の遅れ

等があげられる。

また、再開発事業等を実施するためにはある程度のまとまった土地が必要であるが、細切れ返還のため事業採択基準に適合せず、事業導入ができない等の理由により、跡地の有効利用が図れず、遊休期間が長期化することがあり、地主は経済的な不利益を蒙ることがある。

その他、返還後の跡地利用を迅速に行うためには、返還前に返還予定施設への立ち入り調査を実施することが有効であるが、現状では立ち入り調査が困難であること、跡地利用のための基盤整備事業や埋蔵文化財調査、公共公益施設の用地取得に要する市町村等の財政負担等の問題がある。

なお、地籍未確定の問題については、昭和52年に「沖縄県の地域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化に関する特別措置法」が施行されたことにより、米軍基地内の地籍確定作業が進められ、平成15年3月24日現在、米軍基地面積（那覇防衛施設局実施の地籍明確化対象地域）の98.66パーセントについて地籍が確定している。

4 駐留軍用地跡地利用の促進に向けた取り組み（経緯）について

(1) 「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」の制定

沖縄県における米軍基地は、沖縄戦終結後、米軍が農地、宅地等の多くの民有地を強制的に接収して構築された歴史的経緯がある。現在もなお民有地の占める割合が非常に高いことから、駐留軍用地の地主は、駐留軍用地の賃借料を主な収入源として生計を立てざるを得ないなど、特殊な事情が本県の基地問題を複雑なものにしている。

しかも、駐留軍用地が返還される場合は、わずか30日前の返還通知、細切れ返還、返還後の利活用が配慮されていない等の理由のため、駐留軍用地跡地は広範かつ長期間にわたって遊休化し、駐留軍用地の地主は、経済的に困難な状況に陥ることが多かった。

米軍基地の整理縮小を図ることは、今後の本県の経済社会の発展を図る上で大きな課題である。

また、駐留軍用地跡地の有効利用が円滑に推進されない現状を抜本的に解決するためには、米軍基地を返還するに当たっての返還のあり方や返還後の補償、跡地の利用促進に関する問題等を、国の責任において適切に対処し、解決していくことが重要である。

このようなことを背景に、県は1978年（昭和53年）以来、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（以下、本節において「返還特措法」という。）の早期立法化を国に要望した。

その結果、返還特措法は、議員立法として1994年（平成6年）6月に4回目の国会提案がなされ、「国の負担又は補助の割合の特例等」を削除する等法案の一部を修正のうえ可決され、1995年（平成7年）6月20日に施行された。

「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」の概要

国による返還見通しの通知及び返還実施計画の策定

国は、日米合同委員会において返還合意された駐留軍用地について、地権者に対して返還見通しの通知を行うとともに、返還に関わる区域、返還予定時期を定めた返還実施計画を策定しなければならない。

返還する場合の措置（原状回復措置及び給付金の支給）

国は、駐留軍用地を返還するに際して、その所有者の請求により、当該土地を原状回復する措置を講ずるとともに、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合には、所有者等が当該土地を引き続き使用、収益していないことを要件として、返還の翌日から3年間、賃借料に相当する額を給付金として支給すること。

市町村又は県による総合整備計画の策定

関係市町村は、返還合意された駐留軍用地等を総合的に整備する必要があると認めるときには、（マスタープラン的な）総合整備計画を定めることができる。特に、広域の見地から総合的に整備する必要があると認めるときには、県が総合整備計画を策定することができる。

総合整備計画に基づく事業に対する行政上の支援措置

国及び県は、総合整備計画に基づく事業を実施する場合には、都市計画法等による処分について適切な配慮をするとともに、国は土地区画整理事業、土地改良事業等について、さらに、国有林野その他の国有財産の活用についても適切な配慮をすること。

法律施行後、関係市町村等から、

給付金支給期間及び支給開始日等の問題

基地返還跡地利用のための基金の創設を含めた推進機構の設立等の問題

読谷補助飛行場、普天間飛行場等の既存施設等を利活用する場合の国有財産処分に関する問題等が主な問題点として提起された。

そのため、沖縄県は、跡地利用を促進する観点から、これらの問題をはじめ、行財政措置を含めた見直しの検討を進めることとなった。

(2) 駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等について

これまでの跡地利用にかかる問題等を踏まえ、沖縄県は平成11年8月に、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の改正」及び「駐留軍用地跡地利用促進のための新たな制度の確立」を内容とする「駐留軍用地跡地の利用の円滑な推進に関する要望書」を国へ提出した。（資料1）

政府は、SACO最終報告の着実な実現に向けた取組を進める中で「普天間飛行場代替施設の受け入れ表明」が行われた経緯や、沖縄県及び地元から住民生活や自然環境への特別な配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用促進等の要請に基づき、平成11年12月、「普天間飛行場の移設に関する政府方針」を閣議決定した。

その中で駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化等について、「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」により取り組むことが示された。（資料2）

同方針に基づき、跡地利用の促進及び円滑化等の確実な実施を図るために、平成12年5月に、内閣官房長官・沖縄開発庁長官、沖縄県知事及び宜野湾市長で構成する「跡地対策準備協議会」が設置され、

1. 普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等、
2. 跡地利用の計画の策定及びその具体化の促進に向けて総合調整の機能を果たす調整機関のあ

り方

について協議されることになった。

その後、平成13年12月、第6回跡地対策準備協議会において、9分野106項目にわたる「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応方針」（以下、本節において「取組分野ごとの課題と対応方針」という。）が取りまとめられた。

その中で、宜野湾市及び県は、平成13年度から跡地利用計画の策定に向けた具体的な取組に着手し、3～4年後を目途に、普天間飛行場の跡地利用基本方針の策定に取り組むこと、また、跡地利用計画策定等の進捗を踏まえ、事業実施主体、事業手法、機能導入等を含めた再開発事業を迅速かつ的確に推進するためのより具体的な措置について検討を進めること等が示された。

なお、「取組分野ごとの課題と対応方針」は、普天間飛行場の跡地利用について取りまとめられたものであるが、駐留軍用地跡地全般に参考になるものとなっている。

また、平成14年4月に施行された沖縄振興特別措置法において「駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置」（資料3、資料4）が盛り込まれ、跡地利用に関する法制上の枠組みが確保されるとともに、同法に基づく沖縄振興計画において、跡地利用促進に関する取組や跡地利用計画の策定及びその具体化の促進に向けた国、県及び跡地関係市町村間の所要の協議、調整を行う「調整機関」等の設置が改めて方針として明記された。

平成14年9月、第7回跡地対策準備協議会において、「調整機関のあり方」について協議が行われ、沖縄担当大臣、沖縄県知事及び跡地関係市町村長の代表で構成される「跡地対策協議会」を調整機関として設置することが了承され、同協議会が発足した。

また、これに伴う事務レベル体制については、同協議会の事務処理や政府部内の総合調整を内閣府が担い、国、県、関係市町村間の事務レベルでの総合調整を、内閣府と連携しつつ沖縄県が中心的役割を担うものとするを受け、沖縄県庁内に「駐留軍用地跡地対策沖縄県本部」を設置し、地元における取組を積極的に進めることとした。

これに先立ち、同年8月には、跡地利用の促進に関し、県と跡地関係市町村の連携を図り、跡地対策協議会へ跡地関係市町村の意見の反映に関し連絡調整を図るため、県及び跡地関係市町村で構成する「跡地関係市町村連絡・調整会議」を設置した。また、同連絡・調整会議等を支援するために、県内の国関係機関及び沖縄県の担当課長等で構成する跡地利用支援関係機関連絡会議が同年10月に設置され、跡地利用に係る支援体制の整備・強化が図られた。

平成14年10月には、「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」に基づき、返還特措法政令の一部改正が行われ、返還合意後速やかに策定する「返還実施計画」において、国が行う汚染物質や不発弾等の調査及び除去等の原状回復措置について、「返還実施計画に定める事項」として明確に定められた。

このように、跡地利用の促進及び円滑化に関する取組が進展する中で、沖縄県としても、沖縄振興特別措置法等の制度的な枠組みや跡地対策協議会、跡地関係市町村連絡・調整会議等を積極的に活用し、国、県、跡地関係市町村の密接な連携を図りながら、個々の跡地の特性や課題に応じた跡地利用の促進に向けた取組を進めているところである。

（資料1）：「駐留軍用地跡地の利用の円滑な推進に関する要望書」（平成11年8月）の概要

1 「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」の改正について

(1) 「返還実施計画」で定める事項の追加

跡地利用に支障がないよう環境浄化処理の確認調査、不発弾撤去、建物の撤去など特別管理期間に国が行う措置を「返還実施計画」で明示すること。

(2) 「給付金支給」要件の改正

駐留軍用地の返還にあたって、所有者へ不安を抱かせないように、また、計画的な跡地利用

が図られるよう、給付金の支給にあたって、期間を7年に延長すること、特別管理費控除を行わないこと、限度額を設けないことについて所要の措置を講ずること。

(3) 「調査・測量」の早期実施

跡地利用を早期に実現するため、事業にかかる調査及び測量が返還見通しが立った早い時点で実施できるようにすること。

(4) 「国有財産の活用」の措置

国有財産法に規定する制限にかかわらず、国有財産を跡地の公的事業に譲与、無償貸付ができる措置を講ずること。

2 駐留軍用地跡地利用促進のための新たな制度の確立について

(1) 駐留軍用地跡地等の利用促進のための行財政上の措置

駐留軍用地跡地利用の円滑な促進を図るため、跡地の有効利用を促進するために行う事業に行財政上の特別な措置を講ずること。

(2) 駐留軍用地跡地利用の実施体制の整備

駐留軍用地跡地の利用にかかる事業を円滑に実施及び支援していくための事業主体として、跡地整備事業の総合的な実施機関を新たに設置すること。

(資料2)：「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」（平成11年12月28日閣議決定）の概要

1 跡地利用の促進及び円滑化のための措置

(1) 調整機関の設置

跡地利用の計画の策定及びその具体化の促進に向けた国、沖縄県及び関係市町村間の総合調整等の機能を果たす調整機関を新たに設置する。

(2) 共通措置

駐留軍用地跡地全体に共通する跡地利用の促進のための施策として次の措置をとる。

「調査・測量」の早期実施への対応

「国有財産の活用」の措置

「返還実施計画に定める事項」の明示

(3) 大規模駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特例措置

必要となる再開発に相当の困難が予想される大規模な駐留軍用地の跡地にあっては、上記による努力では対処できないものと考えられることから、再開発事業を迅速かつ的確に推進するため次の措置を講ずる。

国の取組にかかる方針の策定

事業執行主体にかかる業務の特例等

(4) 給付金支給にかかる特例措置

給付金支給に関して、駐留軍用地跡地の性格等を踏まえ、次のとおり特例措置を認める。

大規模駐留軍用地跡地にかかる特例措置

その他の特例（大規模駐留軍用地跡地以外の駐留軍用地跡地）

2 法制の整備

上記1の(3)及び(4)の措置については、新たな法制の整備により対応する。

3 駐留軍従業員の雇用の安定の確保

米軍施設・区域の整理・統合・縮小の推進により影響を受ける駐留軍従業員の雇用対策については、出来る限り移設先又は既存施設への配置転換により雇用の継続を図ることを基本としつつ、雇用の安定確保に向けて知識技能の修得のための職業訓練対策の強化を図るなど、米側及び沖縄県とも連携を図りつつ、雇用の安定の確保に最大限の努力を行う。

(資料3)：沖縄振興特別措置法第7章「駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置」の概要

1 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等(第95条～第97条)

- (1) 国、県、跡地関係市町村の密接な連携の下、跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。(第95条：駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則)
- (2) 国は、跡地の有効かつ適切な利用を促進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。(第96条：国の責務)
- (3) 県、跡地関係市町村は、跡地の有効かつ適切な利用を促進するため、整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。(第97条：地方公共団体の責務)

2 大規模跡地の指定等(第98条～第102条)

- (1) 大規模跡地(市街地の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、原状回復及び開発整備に長期間を要し、沖縄の振興の拠点となると認められるもの)の指定(第98条)、国の取組方針の策定(第99条)、県総合整備計画の策定(第100条)を規定する。
- (2) 特定跡地(開発整備を行うに当たって原状回復に相当の期間を要し、計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められるもの)の指定(第101条)、市町村総合整備計画の策定(第102条)を規定する。

3 大規模跡地給付金の支給等(第103条、第104条)

- (1) 大規模跡地の円滑な利用を促進し、市街地の計画的な開発整備に伴う所有者等の負担の軽減を図るため、返還日の翌日から引き続き3年を超えて当該土地を使用収益していないときは、返還日の翌日から3年を経過した日から、当該所有者等の申請に基づき、大規模跡地給付金を支給することとし、支給の限度となる期間その他必要な事項は、政令で定める。(第103条)
- (2) 特定跡地の円滑な利用を促進し、原状回復に相当の期間を要することに伴う所有者等の負担の軽減を図るため、返還日の翌日から引き続き3年を超えて当該土地を使用収益していないときは、返還日の翌日から3年を経過した日から、当該所有者等の申請に基づき特定跡地給付金を支給することとし、支給の限度となる期間その他必要な事項は、政令で定める。(第104条)

(資料4)：沖縄振興特別措置法施行令(駐留軍用地跡地関係)の概要

1 大規模跡地の要件(第34条)

- (1) 政令で定める規模は、300ヘクタール以上とする。
- (2) 政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

その土地が一団の土地であること。

その土地が既成市街地に隣接する土地であること。

2 特定跡地の要件(第35条)

政令で定める規模は、5ヘクタール以上とする。

3 大規模跡地給付金の支給(第37条)

大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は、大規模跡地における市街地の計画的な開発整備等の見通しを勘案して、別に政令で定める期間とする。

4 特定跡地給付金の支給(第38条)

特定跡地給付金の支給の限度となる期間は、特定跡地における原状回復に要する期間を勘案して、別に政令で定める期間とする。

5 駐留軍用地跡地における環境問題

返還軍用地における環境問題については、平成14年10月の返還特措法の一部改正により、今後返還合意がなされる施設については、「返還実施計画」に基づき、国の責任において汚染物質や不発弾の調査及び除去等が行われることとなった。

しかし、既に返還された土地や、今後返還合意される施設で「返還実施計画」の策定されない施設については現行の日米地位協定に何ら対応策が示されていないため、「第2章 基地被害と対策」の「第1節 基地から派生する諸問題」の「1 環境問題」の中の「北谷町のドラム缶投棄事件」等に類する問題が今後も発生する可能性がある。

県としては、前述した「北谷町のドラム缶投棄事件」と同様に、基地返還の実施された跡地が有害物質により汚染されていることが判明した場合は、

国において早期の状況把握や原因者の究明について調査を行うこと

調査後、原因者が米軍であると断定またはその蓋然性が高いと判断された場合は、国において当該有害物質の撤去・処分を実施すること

等を盛り込んだ仕組みを作成するよう、国に対し要請している。

豆知識

急使問題

平成14年6月16日、那覇市内の飲食店において、米本国在基地所属の米軍人が、店に置かれていたライター1個（時価1,500円相当）を窃取し、逮捕されたが、急使の身分証明書を持っていたとの理由で即日釈放されたことにより、急使の身分取り扱いについて問題となった。

日米合同委員会の合意事項で、「権限を与えられたすべての急使その他機密文書若しくは機密資料を運搬又は送達する任務に従事するすべての軍務要員は、次のような身分証明書が支給される。

『この身分証明書の所持者は、公務に従事しており公の機密文書又は資料の保持の責に任じているものである。この者は、その氏名及び所属部隊を確かめるといふ必要以上に如何なる目的のためにもその身柄を拘束されることはない。この者の所持する文書又は資料はその所持を奪われ、開披され又は検査されることはない。』右の者は、右身分証明書記載のとおり取り扱われるが、その者が犯罪を犯し、日本側から要求された場合には、任務の終了後直ちに日本の法律執行機関に出頭する。」となっている。

外務省の見解によると、米国との協議の結果、「急使としての身分は、公務執行中で機密文書又は機密資料を運搬又は送達する任務に従事している場合に限る」ことで合意したとのことであり、前述した事件については、「当該容疑者は、逮捕された時点では公務執行中ではなく、機密文書又は機密資料を運搬又は送達する任務に従事していなかった」との結論に達したとのことである。

第2節 米軍施設の返還状況

1 全部返還施設の現在

復帰当時、87施設、286,608千㎡あった米軍施設は、平成14年3月31日現在では、38施設、237,288千㎡となっている。返還された米軍施設の施設数においては半数以上の返還が見られるが、返還面積は51,583千㎡と約18.0パーセントに止まっている。返還には全部返還、一部返還及び統合があり、全部返還面積が49施設23,101千㎡、一部返還面積が29施設28,408千㎡そして統合面積は74千㎡となっている。

返還された土地は、地籍の明確化や細切れ返還、跡地利用計画など多くの困難な作業を抱える中、地域の新しい町として発展した場所や、未だ跡地利用が進まない返還地がある。

跡地利用としては、主に土地区画整理事業や土地改良事業等の公共事業や民間による開発が行われているが、都市地区の住宅地の確保や不足がちな公共施設の建設、農地の拡大あるいは工業用地に使用されるなど、狭隘な本県の振興開発に大きな役割を果たしている。

1 F A C 6 1 0 2 安波訓練場（4,893千㎡、国頭村字安波）

平成10年12月22日、全部返還。本施設は、安波川から安波ダムに係る地域を米軍が地位協定に基づく一時使用施設として使用していたものであり、それが全面解除となったものである。

平成13年8月、安波訓練場と一部返還が予定されている北部訓練場を併せて跡地利用計画が策定され、その実現に向けて検討が行われている。

2 F A C 6 1 1 2 久志訓練場（59千㎡、名護市字久志）

昭和49年3月31日、全部返還。現在は農業用地として使用されている。

3 F A C 6 0 1 3 恩納通信所（631千㎡、恩納村字恩納）

平成7年11月30日、全部返還。この施設は万座毛の南側に位置しており、ゴルフ場計画、宅地計画、健康増進施設を加えて区域設定を行い、地主説明会の賛同を得て事業の推進を図ってきたが、平成11年、ゴルフ場計画を断念し現在に至っている。平成13年4月、亜熱帯計測技術センター施設が建設された。

4 F A C 6 0 1 4 キャンプ・ハーディー（267千㎡、宜野座村字松田）

昭和50年3月31日、全部返還。昭和27年に米軍に接收される前はほとんどが山林原野であり、一部谷間や傾斜面にわずかに田畑が点在していた。同施設は、米陸軍アジア地域援助第一特殊部隊（グリーンベレー）の多目的訓練場として、原子砲の実射訓練や各種の火器類、実弾演習等に使用されていた。現在は、国際交流村が建設されているほか、宜野座リゾート開発計画が進行中である。

5 F A C 6 2 1 5 恩納サイト（268千㎡、恩納村、金武町）

恩納ポイント陸軍補助施設として使用された同施設は、復帰に伴い恩納サイトに名称変更し、昭和50年6月30日に全部返還された。現在は、航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場へ引き継がれた。

6 F A C 6 1 1 6 屋嘉訓練場（2,001千㎡、金武町字屋嘉）

昭和49年3月31日、全部返還。その後、農地開発事業が実施された。

7 F A C 6 0 1 8 屋嘉レスト・センター（82千㎡、金武町字屋嘉）

同施設は、米陸軍人事厚生業務局の管理の下に保養施設として利用され、昭和54年8月31日に全部返還された。金武町では、返還跡地に復帰先地公共整備事業を実施して地域の宅地用地の確保を図っている。

8 F A C 6 0 2 3 知花サイト（151千㎡、沖縄市倉敷、読谷村字親志、恩納村字山田）

「知花陸軍補助施設」と「喜名無線中継所」として使用された同施設は、復帰に伴い知花サイトに名称変更。昭和48年4月23日に、大半の施設が陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場へ引き継がれた。陸上自衛隊の一角で、マイクロウェーブ局として空軍の第18通信隊が使用していたが、平成8年12月31日に残りの1千㎡が返還され、全部返還となった。しかしながら、この1千㎡部分については、土地の有効利用ができないとの所有者の要望もあり、平成12年4月1日から陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場として提供されている。

9 F A C 6 0 2 4 石川陸軍補助施設（206千㎡、石川市字東恩納、具志川市字昆布、字栄野比）

昭和49年8月3日、全部返還。一部、宅地やゴルフ場に利用されているが、傾斜や高低差がある地形のため、現在でも多くの山林が残っている。

10 F A C 6 0 2 5 読谷陸軍補助施設（122千㎡、読谷村字長浜）

昭和49年10月31日、全部返還。同施設があった読谷村長浜地区は、現在88千㎡が宅地として利用され、残りが原野となっている。

11 F A C 6 0 3 0 天願通信所（974千㎡、具志川市）

昭和48年9月15日に大幅な返還が行われ、昭和58年6月30日の返還により、全部返還された。昭和48年頃までは、通信基地としてベトナム、フィリピン、グアムなどの極東地域や米国との長距離通信を行う他、トリイ通信施設との連携の下に使用されていた。天願土地区画整理事業が完了し、返還跡地には、市役所をはじめとする公共施設や学校、住宅地、郊外型店舗などが建設され、「みどり町」として具志川市の新しい町が形成されている。

12 F A C 6 0 3 3 キャンプ・ヘーグ（645千㎡、具志川市字赤道、沖縄市知花・字登川）

昭和52年5月14日、ほとんどの施設が返還され、その後一部が同年12月15日に陸軍貯油施設及びキャンプ瑞慶覧に統合され、全部返還された。同施設は、国道329号沿いにあり、東側に具志川市赤道、南側に沖縄市知花、北側に沖縄市登川と隣接し、周辺地域の振興開発の障害となっていた。返還跡地は登川土地区画整理事業が実施され、住宅用地、福祉施設、企業用地として使用されている。

13 F A C 6 0 3 4 平良川通信所（177千㎡、具志川市）

昭和48年6月30日、翌年4月30日の返還により全部返還。現在は、復帰記念館、中央公民館、市民芸術劇場、高齢者創作館、福祉センター、公民館などが建設され、具志川市の中心地として発展している。

14 F A C 6 0 3 5 波平陸軍補助施設（41千㎡、読谷村字波平・字都屋）

昭和49年10月31日、全部返還。同施設があった読谷村都屋には、県立都屋の里、県立読谷救護園、村立診療所、村立農村婦人の家、村立生き生き健康センター等が集団的に整備されている。

- 15 **F A C 6 0 3 8 嘉手納住宅地区（102千㎡、読谷村字大湾・字古堅・字比謝橋）**
昭和52年11月30日、全部返還。読谷村古堅地域と隣接していたこの施設は、空軍の家族住宅として使用され、広い芝生と基地のまわりに金網がないことから、通称「モーガン・マナー地域」として住民に親しまれていた。現在は古堅地区土地区画整理事業により、宅地化が進んでいる。
- 16 **F A C 6 0 3 9 砂辺倉庫（3千㎡、北谷町字砂辺）**
平成5年6月30日、全部返還。返還前は、民間会社の倉庫2棟を家具修理施設として空軍が使用していた。現在では、企業が利用している。
- 17 **F A C 6 0 4 0 砂辺陸軍補助施設（38千㎡、北谷町字砂辺・字浜川）**
昭和52年4月30日に、一部24千㎡が返還され、同年8月15日に残りの14千㎡が陸軍貯油施設に統合された。同施設は嘉手納航空隊の調達事務所及び倉庫として使用されていたが、現在は住宅地となっている。
- 18 **F A C 6 0 4 1 カシジ陸軍補助施設（7千㎡、北谷町字砂辺）**
昭和51年9月30日、全部返還。この施設は陸軍の予防医学研究所及び研究所に勤務する職員の住宅等に使用されていた。現在、地籍未確定であることから利用されていない。
- 19 **F A C 6 0 4 2 コザ通信所（5千㎡、沖縄市字胡屋）**
昭和48年3月31日、全部返還。現在は宅地となっている。
- 20 **F A C 6 0 4 5 瑞慶覧通信所（123千㎡、北谷町字吉原、沖縄市字山里）**
昭和51年3月31日、全部返還。復帰前は陸軍戦略通信コマンドの通信基地及び太平洋野戦事務所として使用されていた。桃原土地区画整理事業が完了し、現在は宅地となっている。
- 21 **F A C 6 0 4 7 西原陸軍補助施設（198千㎡、与那城町字西原・字安勢理、勝連町字内間・字南風原）**
昭和48年6月30日、翌年4月30日の返還により全部返還。現在は、病院等も建設されているが、主に農業用地として利用されている。
- 22 **F A C 6 0 4 9 泡瀬倉庫地区（131千㎡、北中城村字渡口・字仲順）**
昭和48年6月30日、全部返還。現在は、村立幼稚園、村立中央公民館、商工研修施設や社会福祉センターなどの公共施設として利用されている。
- 23 **F A C 6 0 5 0 久場崎学校地区（127千㎡、中城村字久場）**
昭和56年3月31日、全部返還。この地域は、中城村の北側に位置し、米軍の接收後は、難民収容所や米軍のモータープール、兵舎等に使用されていたが、その後は米人子弟の学校施設として使用された。昭和63年に土地区画整理事業が行われ、現在は、主に住宅・商業用地として利用されている。
- 24 **F A C 6 0 5 2 キャンプ・マーシー（369千㎡、宜野湾市）**
昭和51年3月31日、同施設はキャンプ桑江に移転され、全てが返還された。この地域は、宜野湾市真志喜の国道58号線から海岸線に至る場所に位置し、獣医センターOREの本部が置かれた。現在は、真志喜地区土地区画整理事業が完了し、沖縄コンベンションセンターなどのコンベンシ

ョンエリアと連動して、宜野湾市の中核的都市を形成している。

25 F A C 6 0 5 3 キャンプ・ブーン (151千㎡、宜野湾市宇地泊)

昭和49年12月10日、全部返還。現在は、宇地泊地区土地区画整理事業が完了し、宅地、公園などが形成されている。

26 F A C 6 0 5 4 牧港倉庫 (2千㎡、浦添市字牧港)

昭和49年12月10日、全部返還。現在は民間会社が利用している。

27 F A C 6 0 5 5 牧港サービス事務所 (建物のみ、浦添市字牧港)

昭和48年6月30日、全部返還。事務所として使用されていた。なお、同施設は建物だけの施設である。

28 F A C 6 0 5 7 牧港補給地区補助施設 (1千㎡、浦添市字牧港)

平成5年3月31日、全部返還。返還前は、浦添市の住宅地域にある民間会社内の倉庫の一部を一時保管庫として使用し、家具類、洗濯機、冷蔵庫等引き上げ家族の使用した家庭用品が保管されていたが、現在は民間会社が利用している。

29 F A C 6 0 5 8 牧港調達事務所 (1千㎡、浦添市字城間)

昭和49年3月31日、全部返還。事務所として使用されていたが、現在は民間会社が利用している。

30 F A C 6 0 5 9 浦添倉庫 (6千㎡、浦添市字勢理客)

昭和48年6月30日、昭和50年1月31日の返還により全部返還。現在は民間会社が倉庫として利用している。

31 F A C 6 0 6 1 牧港住宅地区 (1,926千㎡、那覇市)

幾度の部分返還の後、昭和62年5月31日の大規模返還により全部返還。国道58号線、国道330号及び環状2号に囲まれたこの施設は、那覇市の中心地の近くにあり、奥武山公園の約8倍の面積に将校、下士官の家族住宅1,181戸(昭和49年頃)があり、プール、スケート場、小学校等の教育、娯楽施設が完備されるなど快適な生活環境施設であった。これらの住宅は、嘉手納飛行場や牧港補給地区、キャンプ・コートニーの代替住宅施設に統合された。

返還後は、21世紀の未来都市づくりを担う那覇新都心開発事業が進められている。当該地区には、沖縄振興開発金融公庫、沖縄職業総合庁舎などの公共建築物、大型ショッピングセンターや映画館などの商業施設、アパート、マンションが建設され、新しい街の姿が形作られてきており、那覇市の新しい活気あふれる場所として変貌しつつある。

32 F A C 6 0 6 2 那覇冷凍倉庫 (建物のみ、那覇市)

同施設は建物だけの施設で、何回かの部分返還を経て、平成5年3月31日に全部返還。この施設は那覇港湾施設に隣接する倉庫地帯に、民間の冷凍倉庫の一部を米軍が賃借し、エクステンジサービス沖縄地域営業本部の食料品倉庫として使用され、平成2年の那覇市曙への移転後、返還された。

33 F A C 6 0 6 3 ハーバービュー・クラブ (17千㎡、那覇市上泉・泉崎・楚辺・壺川)

昭和47年8月14日、全部返還。食堂として使用されていた。現在はホテルとして利用されている。

34 F A C 6 0 6 5 那覇サービス・センター（5千㎡、那覇市通堂）

平成7年8月31日、全部返還。この施設は奥武山公園の入口にあり、「シーメンズ・クラブ」と称され、軍人・軍属の福利厚生施設として利用されていた。施設内にはレストラン、酒類、雑誌等を販売する売店、ゲームコーナーなどがあった。

現在、同地域には県立武道館が建設され、奥武山公園と併せて県民のスポーツ、憩いの場として利用されることが期待されている。なお、現在「シーメンズ・クラブ」は、那覇軍港に移設された。

35 F A C 6 0 6 6 那覇空軍・海軍補助施設（3,739千㎡、那覇市、豊見城市）

那覇空港の背後にあったこの施設は、将校と下士官及び軍属用の宅地として使用され、施設内には、幼稚園、遊園地、ゴルフ場、PX、銀行等が完備されていた。復帰の際に一部返還され、自衛隊へ引き継がれた。現在でも施設の大半は自衛隊へ引き継がれているが、昭和57年3月31日には大幅な部分返還があり、昭和61年10月31日に全部返還された。現在では、小禄金城土地区画整備事業の実施でより特色ある街づくりが行われており、特に小禄・金城地区は大手デパートをはじめとする郊外型店舗の進出や那覇市のベッドタウンとして発展している。

また、同補助施設の弾薬貯蔵基地として使用されていた豊見城市の瀬長島は、昭和52年5月16日付けで返還された。現在は、市有地の一部がスポーツ広場として、また民有地がレクリエーション関連で利用されている。風光明媚な瀬長島は、市内外から多くの方が訪れるが、同島の約70%が未使用の状態である。

36 F A C 6 2 6 7 那覇サイト（104千㎡、那覇市字安次嶺・字当間・字大嶺）

那覇陸軍補助施設として使用された同施設は、復帰に伴い那覇サイトに名称が変更され、昭和48年4月3日に全部返還された。現在では、航空自衛隊那覇基地、航空自衛隊那覇基地那覇高射教育訓練場として引き継がれている。

37 F A C 6 2 6 8 知念第一サイト（115千㎡、知念村字知念）

知念第1サイトとして使用されていた同施設は、昭和48年4月6日に全部返還された。現在では陸上自衛隊那覇駐屯地知念高射教育訓練場へ引き継がれている。

38 F A C 6 2 6 9 知念第二サイト（312千㎡、玉城村、知念村、佐敷町）

知念第2陸軍補助施設として使用された同施設は、復帰に伴い知念第2サイトに名称が変更され、昭和49年1月9日に全部返還された。現在は、航空自衛隊那覇基地知念高射教育訓練場として引き継がれている。

39 F A C 6 0 7 0 新里通信所（105千㎡、佐敷町字新里、大里村字大城）

昭和49年3月31日、全部返還。返還までの間は、食糧補給基地や米国民政府がおかれるなど米軍の司令部的使用がなされてきた。現在では、社会福祉施設の老人ホームや知的障害者厚生施設または保養施設として厚生年金休暇センターが建設されている。

40 F A C 6 0 7 1 知念補給地区（1,795千㎡、玉城村、知念村、佐敷町）

昭和49年10月15日、全部返還。玉城村の面積の半分近くを占めていた同施設は、米海軍司令部

として使用された後に陸軍の管理下に移され、兵舎、倉庫、米軍人軍属等の住宅に使用された。また、極東戦略の特殊部隊の使用基地として、その機能や性格は秘密にされていたが、ベトナム戦後の極東軍事基地の見直しによって返還の対象とされた。

現在は、公園、ゴルフ場、福祉施設、体育センター等を設置し、村民の地域活動の場、憩いの場として活用されている。

- 41 **F A C 6 2 7 2 与座岳航空通信施設 (158千㎡、糸満市字与座・大里、東風平町字世名城・高良・富盛)**
与座岳航空通信施設として使用された同施設は、昭和51年6月30日に全部返還された。現在では、航空自衛隊那覇基地与座分屯基地へ引き継がれたほか、土地改良事業が実施され、農業用地としてまたゴルフ場としても利用されている。
- 42 **F A C 6 2 7 3 与座岳サイト (122千㎡、糸満市真栄平・新垣、具志頭村字安里・仲座、東風平町)**
与座岳第2陸軍補助施設として使用されていた同施設は、復帰に伴い与座岳サイトに名称が変更され、昭和48年4月16日に全部返還された。現在は、陸上自衛隊那覇駐屯地与座分屯地へ引き継がれている。
- 43 **F A C 6 0 7 4 与座岳陸軍補助施設 (217千㎡、糸満市字大度・摩文仁、東風平町字富盛、具志頭村字仲座)**
与座岳第1陸軍補助施設として使用された同施設は、復帰に伴い与座岳陸軍補助施設に名称が変更され、昭和49年9月30日に全部返還された。現在は、陸上自衛隊那覇駐屯地南与座分屯地へ引き継がれているほか、一部はゴルフ場として利用されている。
- 44 **F A C 6 0 7 5 南部弾薬庫 (1,287千㎡、具志頭村)**
昭和52年3月31日、全部返還。接收当初はナイキ基地として使用されていたが、その後陸軍及び海軍の通常弾薬庫が設置され、返還されるまで海軍の専用弾薬庫として使用されていた。現在は土地改良事業が実施され、葉野菜等の近郊型農業として利用されているほか、ゴルフ場としても利用されている。
- 45 **F A C 6 2 7 9 久米島航空通信施設 (234千㎡、久米島町)**
久米島航空通信施設として使用されていた同施設は、昭和48年5月14日に全部返還された。現在では航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地へ引き継がれている。
- 46 **F A C 6 2 8 6 宮古島ポルトック施設 (164千㎡、平良市字下里)**
宮古島ポルトック施設として使用されていた同施設は、昭和48年2月15日に全部返還された。現在は、航空通信施設が設置されている。
- 47 **F A C 6 2 8 7 宮古島航空通信施設 (102千㎡、平良市字下里・字西里、上野村野原)**
宮古島航空通信施設として使用されていた同施設は、昭和48年2月15日に全部返還された。現在では、航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地へ引き継がれている。また、上水道施設や畜産センターなどが建設されている。
- 48 **F A C 6 0 8 9 那覇海軍航空施設 (836千㎡、那覇市)**
昭和50年6月27日に全部返還。現在は那覇空港として使用されている。
- 49 **F A C 6 0 9 0 伊波城観光ホテル (60千㎡、石川市字伊波)**

昭和54年6月30日、全部返還。現在は、リゾート地である「ココガーデンリゾートオキナワ」をはじめ、県営石川団地、民間の社員寮としても利用されている。

なお、一部返還された跡地についても新しい街づくりが行われている。泡瀬通信施設は、海邦国体の主会場となった県総合運動公園やし尿処理施設などの公共施設が建設されているほか、一部土地区画整理事業が完了し、住宅地としても利用されている。ポロー・ポイント射撃場（現在は瀬名波通信施設）の一部返還跡地には広大な残波岬公園が整備されているほか、高級ホテルやゴルフ場などリゾート地として発展している。また、キャンプ瑞慶覧のハンビー飛行場地区及びメイノモスカラ射撃場地区の返還跡地には、飲食店、大手スーパーなどが建設され、新しい街づくりのモデル事例と言われる程に発展し、多くの若者達に利用されている。

2 駐留軍施設・区域の返還状況(平成14年3月31日現在)

(1) 一部返還

施設名	返還年月日	返還面積(千㎡)
FAC6001 北部訓練場	昭和52年10月15日	1,303
	昭和62年3月31日	409
	昭和62年11月26日	3,193
	平成2年4月30日	164
	平成5年3月31日	4,798
	小計	9,867
	現在面積	78,332
FAC6004 奥間レスト・センター	昭和60年3月20日	1
	昭和62年6月30日	12
	平成3年5月31日	0
	小計	13
	現在面積	546
FAC6005 伊江島補助飛行場	昭和52年3月31日	5
	昭和57年5月14日	44
	昭和62年5月14日	2
	小計	52
	現在面積	8,015
FAC6006 八重岳通信所	昭和53年3月31日	8
	平成6年9月30日	192
	小計	200
	現在面積	37
FAC6007 慶佐次通信所	平成5年7月1日	29
	平成7年3月31日	548
	小計	576
	現在面積	10
FAC6009 キャンプ・シュワブ	昭和50年5月19日	70
	昭和58年1月31日	180
	平成2年6月30日	18
	平成2年11月30日	1
	平成3年5月31日	2
	平成5年3月31日	5
	平成8年9月30日	149
	平成13年3月31日	1
	小計	425
	現在面積	20,627

施 設 名	返 還 年 月 日	返還面積(千㎡)
FAC6010 辺野古弾薬庫	平成2年6月30日	5
	平成3年5月31日	0
	小 計	5
	現在面積	1,214
FAC6011 キャンプ・ハンセン	昭和50年5月19日	578
	昭和56年12月31日	49
	昭和57年11月30日	3
	昭和63年3月31日	1
	平成元年3月31日	0
	平成2年3月31日	4
	平成3年2月28日	20
	平成3年3月31日	0
	平成3年6月30日	1
	平成4年3月31日	1
	平成4年5月14日	2
	平成7年3月31日	28
	平成7年11月30日	2
	平成8年12月31日	35
	平成9年3月31日	0
	平成9年5月14日	0
	平成10年3月31日	1
	平成14年2月6日	839
	小 計	1,565
	現在面積	51,183
FAC6017 ギンバル訓練場	平成4年5月14日	0
	平成7年9月30日	0
	平成13年5月31日	0
	小 計	1
現在面積	601	
FAC6019 金武レッド・ビーチ訓練場	平成11年3月31日	0
	小 計	0
	現在面積	17
FAC6020 金武ブルー・ビーチ訓練場	平成13年3月31日	1
	平成13年10月24日	6
	小 計	8
	現在面積	381
FAC6021 瀬名波通信施設 (ポロー・ポイント射撃場)	昭和48年6月30日	210
	昭和49年8月15日	1,842

施 設 名	返 還 年 月 日	返還面積(千㎡)
	昭和49年10月31日	161
	昭和49年11月30日	711
	昭和51年9月30日	1,065
	昭和52年4月30日	1
	昭和52年5月14日	12
	昭和58年3月31日	5
	平成4年3月31日	1
	平成4年5月14日	0
	平成8年3月31日	0
	平成11年9月2日	0
	平成13年3月31日	0
	小 計	4,008
	現 在 面 積	612
FAC6022 嘉手納弾薬庫地区	昭和51年11月30日	62
	昭和52年4月30日	0
	昭和52年5月14日	57
	昭和52年9月30日	125
	昭和52年11月30日	32
	昭和53年3月31日	1,578
	昭和55年12月15日	14
	昭和57年5月15日	20
	昭和58年3月31日	452
	昭和61年4月2日	0
	昭和62年8月31日	78
	昭和63年12月31日	9
	平成4年3月31日	0
	平成4年5月14日	2
	平成7年10月31日	3
	平成7年12月31日	753
	平成11年3月25日	769
	平成11年12月31日	3
	平成12年2月29日	20
	小 計	3,979
現 在 面 積	27,288	
FAC6026 楚辺通信所		返還未着手
	現 在 面 積	535
FAC6027 読谷補助飛行場	昭和52年5月14日	2
	昭和52年5月31日	1

施 設 名	返 還 年 月 日	返還面積(千㎡)
	昭和53年4月30日	1,012
	昭和62年3月31日	8
	平成4年5月14日	1
	小 計	1,023
	現 在 面 積	1,907
FAC6028 天願棧橋		返還未着手
	現 在 面 積	31
FAC6029 キャンプ・コートニー	昭和49年5月31日	52
	昭和58年10月31日	295
	平成4年5月14日	0
	平成5年3月31日	14
	平成8年1月31日	0
	平成9年9月30日	0
	平成10年9月30日	0
	小 計	363
	現 在 面 積	1,348
FAC6031 キャンプ・マクトリアス	平成4年5月14日	0
	平成4年8月31日	1
	平成8年1月31日	5
	小 計	6
	現 在 面 積	379
FAC6032 キャンプ・シールズ	昭和49年9月30日	78
	昭和52年5月14日	3
	昭和55年12月15日	11
	昭和58年10月31日	1
	昭和62年3月31日	17
	小 計	110
	現 在 面 積	701
FAC6036 トリイ通信施設	昭和48年9月15日	1,315
	昭和52年5月14日	27
	昭和54年10月31日	14
	昭和58年7月31日	1
	平成6年9月30日	1
	平成11年3月31日	38
	平成13年3月31日	1
	小 計	1,398
現 在 面 積	1,939	
FAC6037 嘉手納飛行場	昭和51年11月30日	106

施設名	返還年月日	返還面積(千㎡)
	昭和57年2月28日	1
	昭和57年5月14日	0
	昭和57年5月31日	0
	昭和58年3月31日	86
	昭和59年1月10日	9
	昭和59年6月5日	1
	昭和60年9月30日	0
	昭和61年1月31日	94
	昭和61年6月30日	25
	昭和62年8月31日	237
	昭和62年9月30日	4
	昭和63年3月31日	4
	平成元年6月30日	0
	平成4年9月30日	1
	平成7年3月31日	1
	平成7年9月30日	1
	平成8年1月31日	21
	小計	591
	現在面積	19,950
	FAC6043 キャンプ桑江	昭和49年8月31日
昭和52年3月31日		3
昭和57年5月14日		1
昭和62年2月28日		1
平成6年12月31日		16
小計		57
現在面積		1,067
FAC6044 キャンプ瑞慶覧	昭和48年8月15日	3
	昭和49年9月30日	346
	昭和50年3月31日	5
	昭和52年3月14日	0
	昭和52年5月14日	70
	昭和53年3月31日	0
	昭和54年9月30日	2
	昭和56年12月31日	634
	昭和58年3月15日	1
	昭和59年3月21日	1
	昭和60年3月31日	12
	昭和61年3月31日	0

施 設 名	返 還 年 月 日	返還面積(千㎡)
	昭和62年5月14日	1
	昭和62年8月31日	109
	平成元年6月30日	8
	平成元年9月30日	7
	平成2年1月31日	4
	平成3年9月30日	1
	平成3年12月31日	22
	平成4年11月30日	1
	平成7年11月30日	3
	平成8年6月30日	0
	平成9年3月14日	1
	平成9年3月31日	0
	平成9年5月14日	1
	平成9年6月30日	0
	平成9年12月31日	3
	平成10年3月31日	16
	平成12年2月29日	33
	小 計	1,283
	現 在 面 積	6,426
	FAC6046 泡瀬通信施設	昭和51年3月31日
昭和52年3月31日		780
昭和58年3月15日		67
小 計		1,861
現 在 面 積		552
FAC6048 ホワイト・ビーチ地区	昭和48年5月1日	134
	昭和51年12月31日	221
	平成9年3月31日	0
	平成10年3月31日	2
	平成10年8月31日	9
	小 計	366
	現 在 面 積	1,568
FAC6051 普天間飛行場	昭和52年3月31日	109
	昭和52年4月30日	3
	昭和52年9月30日	24
	昭和60年1月31日	7
	昭和62年2月28日	2
	平成4年2月29日	2
	平成4年5月14日	15

施 設 名	返 還 年 月 日	返還面積(千㎡)
	平成8年6月30日	9
	平成9年5月14日	0
	平成9年9月30日	0
	小 計	171
	現 在 面 積	4,805
FAC6056 牧港補給地区	昭和49年9月30日	18
	昭和52年3月31日	16
	平成元年3月31日	0
	平成4年5月14日	0
	平成7年2月28日	3
	平成9年5月14日	0
	平成13年9月30日	12
	小 計	49
	現 在 面 積	2,738
FAC6060 工兵隊事務所	昭和61年5月31日	8
	小 計	8
	現 在 面 積	45
FAC6064 那覇港湾施設	昭和59年5月14日	1
	昭和61年5月15日	28
	昭和61年10月31日	206
	平成5年3月31日	7
	平成12年6月30日	9
	小 計	251
	現 在 面 積	559
FAC6076 陸軍貯油施設	昭和53年3月31日	1
	昭和53年6月30日	2
	昭和56年2月28日	11
	昭和56年4月30日	10
	昭和57年5月15日	2
	昭和59年3月31日	1
	昭和59年5月14日	71
	昭和60年6月30日	50
	昭和60年9月30日	5
	平成2年12月31日	43
	平成3年12月31日	0
	平成4年12月31日	0
	平成6年3月31日	0
	平成8年6月30日	14

施設名	返還年月日	返還面積(千㎡)
	小計	210
	現在面積	1,255
FAC6077 鳥島射爆撃場	昭和53年6月30日	1
	小計	1
	現在面積	41
FAC6078 出砂島射爆撃場		返還未着手
	現在面積	245
FAC6080 久米島射爆撃場		返還未着手
	現在面積	2
FAC6181 浮原島訓練場		返還未着手
	現在面積	254
FAC6082 津堅島訓練場		返還未着手
	現在面積	16
FAC6084 黄尾嶼射爆撃場		返還未着手
	現在面積	874
FAC6085 赤尾嶼射爆撃場		返還未着手
	現在面積	41
FAC6088 沖大東島射爆撃場		返還未着手
	現在面積	1,147
合計	一部返還面積	28,447
	現在面積合計	237,288

- 注 1. 返還未着手の施設とは、復帰後一度も返還が実施されていない施設である。
2. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

(2) 全部返還

施設名	返還年月日	返還面積(千㎡)
FAC6102 安波訓練場	昭和62年11月26日	96
	平成10年12月22日	4,797
	小計	4,893
FAC6112 久志訓練場	昭和49年3月31日	59
FAC6013 恩納通信所	平成4年5月14日	7
	平成7年11月30日	624
	小計	631
FAC6014 キャンプ・ハーディー	昭和50年3月31日	267
FAC6215 恩納サイト	昭和48年1月31日	2
	昭和48年5月14日	265
	昭和50年6月30日	1
	小計	268
FAC6116 屋嘉訓練場	昭和49年3月31日	2,001
FAC6018 屋嘉レスト・センター	昭和54年8月31日	82
FAC6023 知花サイト	昭和48年4月23日	150
	平成8年12月31日	1
	小計	151
FAC6024 石川陸軍補助施設	昭和49年8月3日	206
FAC6025 読谷陸軍補助施設	昭和49年10月31日	122
FAC6030 天願通信所	昭和48年9月15日	946
	昭和58年6月30日	28
	小計	974
FAC6033 キャンプ・ヘーグ	昭和52年5月14日	638
FAC6034 平良川通信所	昭和48年6月30日	54
	昭和49年4月30日	123
	小計	177
FAC6035 波平陸軍補助施設	昭和49年10月31日	41
FAC6038 嘉手納住宅地区	昭和52年5月14日	1
	昭和52年11月30日	101
	小計	102
FAC6039 砂辺倉庫	平成5年6月30日	3
FAC6040 砂辺陸軍補助施設	昭和52年4月30日	24
FAC6041 カシジ陸軍補助施設	昭和51年9月30日	7
FAC6042 コザ通信所	昭和48年3月31日	5
FAC6045 瑞慶覧通信所	昭和51年3月31日	123
FAC6047 西原陸軍補助施設	昭和48年6月30日	62
	昭和49年4月30日	136

施設名	返還年月日	返還面積(千㎡)
	小計	198
FAC6049 泡瀬倉庫地区	昭和48年6月30日	131
FAC6050 久場崎学校地区	昭和56年3月31日	127
FAC6052 キャンプ・マーシー	昭和49年12月20日	62
	昭和51年3月31日	307
	小計	369
FAC6053 キャンプ・ブーン	昭和49年12月10日	151
FAC6054 牧港倉庫	昭和49年12月10日	2
FAC6055 牧港サービス事務所	昭和48年6月30日	建物のみ
FAC6057 牧港補給地区補助施設	平成5年3月31日	1
FAC6058 牧港調達事務所	昭和49年3月31日	1
FAC6059 浦添倉庫	昭和48年6月30日	3
	昭和50年1月31日	3
	小計	6
FAC6061 牧港住宅地区	昭和50年7月31日	6
	昭和52年4月30日	229
	昭和55年3月31日	1
	昭和58年6月30日	0
	昭和60年5月14日	24
	昭和62年5月31日	1,666
	小計	1,926
FAC6062 那覇冷凍倉庫	昭和54年5月4日	建物のみ
	平成2年3月29日	建物のみ
	平成5年3月31日	建物のみ
	小計	-
FAC6063 ハーバービュー・クラブ	昭和47年8月14日	17
FAC6065 那覇サービス・センター	昭和60年4月30日	0
	平成7年8月31日	5
	小計	5
FAC6066 那覇空軍・海軍補助施設	昭和48年7月30日	26
	昭和50年6月7日	5
	昭和51年9月30日	197
	昭和52年5月14日	165
	昭和53年7月31日	27
	昭和55年3月31日	916
	昭和55年9月30日	2
	昭和56年10月31日	10
	昭和57年3月31日	2,278

施 設 名	返 還 年 月 日	返還面積(千㎡)
	昭和58年3月31日	58
	昭和58年10月31日	1
	昭和59年3月31日	5
	昭和59年5月31日	8
	昭和61年10月31日	41
	小 計	3,739
FAC6267 那覇サイト	昭和48年1月31日	1
	昭和48年4月3日	103
	小 計	104
FAC6268 知念第一サイト	昭和48年4月6日	115
FAC6269 知念第二サイト	昭和48年1月31日	2
	昭和48年5月14日	310
	昭和49年1月9日	0
	小 計	312
FAC6070 新里通信所	昭和49年3月31日	105
FAC6071 知念補給地区	昭和49年10月15日	1,795
FAC6272 与座岳航空通信施設	昭和47年11月2日	3
	昭和48年3月31日	155
	昭和51年6月30日	0
	小 計	158
FAC6273 与座岳サイト	昭和48年4月16日	122
FAC6074 与座岳陸軍補助施設	昭和48年2月15日	85
	昭和49年9月30日	132
	小 計	217
FAC6075 南部弾薬庫	昭和52年3月31日	1,287
FAC6279 久米島航空通信施設	昭和47年11月2日	2
	昭和48年5月14日	232
	小 計	234
FAC6286 宮古島ボルタック施設	昭和48年2月15日	164
FAC6287 宮古島航空通信施設	昭和47年11月24日	1
	昭和48年2月15日	101
	小 計	102
FAC6089 那覇海軍航空施設	昭和50年6月7日	831
	昭和50年6月27日	5
	小 計	836
FAC6090 伊波城観光ホテル	昭和54年6月30日	60
合 計	49 施 設	23,058

注 1. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

天願通信所（987千㎡、具志川市）の当時と現在の様子

返還前



1972(昭和47年)撮影

返還後



2002(平成14年)10月撮影

キャンプ瑞慶覧（ハンビー飛行場）の当時と現在の様子

返還前



1972(昭和47年)撮影

返還後



2002(平成14年)10月撮影

牧港住宅地区（1,926千㎡、那覇市）の当時と現在の様子

返還前



返還前の牧湊住宅地区

返還後



2002(平成14年)10月撮影